

秋田市議会訓令第2号

秋田市議会事務局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

秋田市議会議長 川 口 雅 丈

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「および主任」を「、主任および技能主任」に改める。

第5条中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 技能主任は、上司の命を受けて、作業的業務の一部を分担処理する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。